

ふくしま消防力強化事業支援業務委託仕様書

1 業務の名称

ふくしま消防力強化事業支援業務

2 目的

消防団は消防署と協力して消防活動、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ活動だけでなく、地域の火災防止の啓蒙活動やイベント補助等を幅広い活動を行っており、地域防災を支えるだけでなく、地域コミュニティ形成のための重要な役割も担っている。

しかし、近年、高齢化や人口減少などを理由に全国的に消防団員数が減少しており、福島県内でも同様に消防団員数の減少による地域防災力の低下が課題となっている。

当業務は、上記の課題を踏まえ、将来地域防災を担う人材である若者世代に対して、消防団の魅力ややりがいについて広く効果的な広報活動を展開することで、消防団への認識向上を図り、消防団員の確保につなげる事業を展開することを目的とする。

3 福島県の現状と課題

県内の消防団員数が減少していく中で、特に市部では40歳以下の若者の人口に占める団員の加入率が低いという課題を抱えている。そのため、早急に将来的に地域防災を担うこととなる若者世代の担い手の拡充は喫緊の課題である。

このような課題の背景として、市部では他市町村からの流入者や転勤者の割合が多く町村と比べ、隣人や地域コミュニティとのつながりが薄くなってきているため、昔ながらの縁故を頼った勧誘活動ができないことや、プライバシー・防犯上などの理由から消防団員が戸別訪問を行いにくくなっていることなどが挙げられる。

近年、地震や台風災害など大規模災害が頻発している中で、人口密集地である市部では、一度大きな災害が発生した場合、甚大な被害に繋がりがやすい懸念を常に内在している。そのため、若者世代の消防団離れは、地域防災力を考える上で大きな課題であることから、市部に住む若者世代をターゲットとし、消防団に対する認識を把握し、従来の勧誘方法のみならず、効果的な広報事業を広く展開することで、消防団のイメージを向上し、入団促進につなげる必要がある。

4 業務内容

消防団が抱える課題や現状を理解するための調査・分析を行うこと。また、消防団員数の確保に向けた情報発信方法を含む広報戦略を策定すること。

(1) 調査・分析手法の検討・提案

消防団の抱える現状・課題について取りまとめをおこなうこと

- ① 対象地域は県内市部（福島市、いわき市、郡山市、会津若松市）とし、調査・分

析を行うこと。

- ② 調査対象者については、対象地域の市部に住む40歳以下の若者世代とする。ただし、消防団の現状や課題を分析する上で必要と思われる対象者（消防団員や自治体職員など）があれば提案すること。また、調査の際、県と調整が必要と思われる事案については別途協議すること。
- ③ 調査手法及び分析方法については、さまざまな調査手法や分析方法が考えられるが、消防団の現状・課題を的確に把握できるような調査・分析手法を検討し、提案すること。

(2) 広報戦略の企画・提案

消防団の確保に向けた情報発信の戦略（やり方等）を企画・提案すること。

- ① 情報発信事業を効果的に実施するために必要な「基本理念」「基本目標」「計画期間」を明示し、戦略を作成すること
- ② 戦略には従来の情報発信の現状と課題を踏まえ、効果的な情報発信の方法を提案すること
- ③ 委託期間内に予算の範囲内で、消防団員の確保に向けて、短期間でも効果を上げられる情報発信を1件行うこと。

5 本業務委託の業務遂行体制

(1) 業務責任者の配置

業務の遂行に当たっては、委託業務を統括し、県から指示を受ける窓口として、業務責任者を配置して、円滑な業務の遂行に務めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとして、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

受託事業者は業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打ち合わせを行うほか、関連事業全体について、県から随時助言を行うものとする。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

6 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

7 中間報告

各調査及びデータ分析について、令和6年9月27日（金）までに中間報告を行うこと。

8 業務完了後の書類提出

受託者は本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出するとともに、令和7年2月28日（金）までに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

9 成果品の納品

成果物の納品物は、福島県危機管理部消防保安課とする。

データで納品するものについて、複数ファイルをまとめてDVDに保存し、2式納品する。各成果物の納品形態については、下記の括弧内にて指示する。

データの納品の場合は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかで納品すること。

なお、報告書の書式は問わない。

- (1) 業務報告書 [紙納品/カラー製本2部 (正・副)]、電子データ [成果品の電子データを格納したCD-Rまたは、DVD-R]
- (2) その他、本業務委託において作成した成果物 [紙納品又はデータ納品]

10 委託料の支払い

委託料の支払いについては、完了払いとする。

11 業務上の留意事項

- (1) 受託事業者は、開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、県が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (2) 受託事業者は、受託業務の遂行上必要とする事案に当たり、関係機関の協力、調整を得る必要がある場合は、予めその趣旨を県に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (3) 受託事業者は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく県に連絡し、指示を受けるものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、県が必要とする関係機関への諸手続については受託事業者が代行するものとするが、関係市町村等との調整事項等、業務上必要と認められる事案については、協議の上、県が代行するものとする。